

# 第8期 北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 が策定されました。

第8期(令和3年～5年)の北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が、「北斗市高齢者保健福祉介護計画策定委員会」での審議を経て策定されました。

本計画は団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年と団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を見据え、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める「高齢者保健福祉計画」と介護保険サービスの見込量を定める「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

第8期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は市公式ホームページで閲覧できます。



HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/3240.html>

## ■第8期(令和3～5年度)の介護保険料■

「介護保険事業計画」により65歳以上の方の介護保険料が推計され、第8期の介護保険料は据え置きとなりました。しかし、税制改正により所得の算定方法が見直されたため、負担水準に不利益が生じないよう保険料の算定要件のうち、合計所得金額に関わる部分に一部改正が加えられました。

### 第8期(令和3～5年度)北斗市第1号被保険者 介護保険料一覧表

段階	対象者	計算方法	月額	年額 (月額×12ヶ月)
1	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者の方 または、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 生活保護の受給者の方	基準額×0.30	1,980	23,760
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額 が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	3,300	39,600
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額 が120万円を超える方	基準額×0.70	4,620	55,440
4	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の方 また、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	5,940	71,280
5	世帯員に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の方 また、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.00 【基準額】	6,600	79,200
6	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	7,920	95,040
7	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	8,580	102,960
8	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	9,900	118,800
9	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	11,220	134,640
10	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.90	12,540	150,480

※1.第1段階～第5段階の給与所得がある方の場合、合計所得金額から10万円を控除します。

※2.第6段階～第10段階の給与所得または年金所得がある方の場合、合計所得金額から10万円を控除します。

※3.※1、※2については、控除の結果0円以下となった場合は、0円とします。

令和3年度介護保険料納入通知書は6月中旬～下旬にかけて、被保険者へ送付されます。  
個人ごとに保険料額や納付方法が違いますので必ずご確認ください。

みなさまの健やかで安心した暮らしをお手伝いするための介護保険制度です。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

問 市役所保健福祉課高齢者・介護保険係 [内線156～159]